

省 令

○厚生労働省令第九十二号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の九第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令  
（傍線部分は改正部分）

改正後	第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。
改正前	第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第二十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月三日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

- 一 公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名
  - (一) 変更前の代表者の氏名 齋藤 裕司
  - (二) 変更後の代表者の氏名 菅野 紀之
- 二 変更を行った年月日 令和四年四月十一日

○国家公安委員会告示第三十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月三日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

- 一 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の代表者の氏名
  - (一) 変更前の代表者の氏名 宮城 正明
  - (二) 変更後の代表者の氏名 大里 英男
- 二 変更を行った年月日 令和四年三月三十一日

○金融庁告示第三十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月三日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	（金融商品取引業者等） 第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	改正前	（金融商品取引業者等） 第一条 「同上」
	〔一〕百十七 略 百十八 スミセイ・アセット・マネジメン株式会社 百十九・百二十 〔略〕		〔一〕百十七 同上 〔号を加える。〕 百十八・百十九 「同上」

○厚生労働省告示第九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年六月三日

厚生労働大臣 後藤 茂之  
（傍線部分は改正部分）

改正後	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	改正前	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品で		一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品で